

# 戦後新聞における資本・経営・編集（三）

## —占領期メディア史研究—

有山輝雄

### 八、大株主と戦時体制

論説陣の交替、社論転換によってGHQからの圧力は、いつたん收拾されたようにみえた。しかし、朝日新聞社の体制を根本から揺さぶる大問題が、足もとから勃発したのである。最初の激震は、一九四七年三月一五日に大阪本社で開催された株主総会で起きた。長谷部忠等経営陣の予定では、この日の株主総会は、田畠政治の取締役選任などまったく形式的議事のつもりであつたらしく、代表取締役の長谷部忠は、東京にとどまり出席していなかつた。ところ

が、敗戦直後の戦争責任論議によつて社長を辞任し社主という名目的地位にあつた村山長挙が突然株主として発言し、経営陣を追及したのである。重役の一人加藤祇文が、三月一五日、長谷部に報告した手紙では、その様子が生々しく述べられている

一、総会では村山社主の発言があり、いささか虚を突かれました。

第一は論説の処置はこの程度にて足るか。先方の意

向を打診したか。

第二、編輯のことに関し株主総会の発言を封じてあ

るには今日の情勢となつては、不当ではないか。改めるべきものと思ふが如何（定款第一条に違反するといふやうな事態には発言し得るやうにすべきだ）

第三、株主の表決権を「十分ノ一以下に制限する定款も戦時の時代の遺物で不当と考へるが如何（社の重要な事件には全部の表決権を行使せしむべきだ）

第四、田畠君の重役に異議なきも対外折衝といふ点からいへば今後自ら話の出来る人間が重役陣にあつて司令部と直接に話をする必要があるのでないか。

質問は左の点に尽きるが、発言に附しては「従来株主総会は何分間かで終わる全く形式的のものに過ぎず、自分らもそれをよいことと考へてゐたが、それは誤りであつた。今後大いに発言すべきものと考へ、その皮切りとして今日二、三質問する」といふ前置きがあつた。

右に対しても、それぞれ西村君から然るべき返答をしましたが、「攻勢」來ると、みなで語り合ひしてゐます。詳しく述べてお聞き下さい。

（以下略）

村山長拳発言の第一点は、前節で述べた二月の論説主幹等の交替を取り上げている。そこで「先方」といつては、無論GHQのことだが、暗に論説主幹の人事異動くらいではすまないはずだと、GHQの権威を借りて経営陣に揺さぶりをかけているのである。

さらに、第二点目以降で大株主の経営、編集への発言権拡大を唱えていることが大問題であった。まず、編集に関しては、定款で株主が株主総会で編集事項に発言できない旨定めているのは不当だと主張し、少なくとも定款第一条に違反するような事態には発言できるように改めるべきだ唱えた。またさらに重大な問題として定款の定める株主の議決権制限を撤廃すべきだと主張している。

まず、株主の編集への介入禁止は、朝日新聞社の株式会社改組以来の規定である。朝日新聞社が株式会社に改組したのは、白虹事件後の一九一九（大正八）年で、その際の複雑な問題については、既に拙著『近代日本ジャーナリズムの構造』で論じたので、ここでは触れないが、ともかくこの時定められた定款（一九一九年七月三一日付）は、その第二十二条に「株主総会は本社発行の新聞紙の記事論説に干渉することを得ざるものとす」と明記した。資本と編集と

に一線を画し、株主の編集方針干渉をはつきりと禁じたのである。

この時の株式会社朝日新聞社は、資本金一五〇万円、一万五〇〇〇株発行（一株一〇〇円）。株主筆頭は村山龍平で七七八〇株、以下上野理二二五〇株、上野精一二〇〇株、小西勝一一五〇株、村山於藤一〇〇〇株である。この他高原操等幹部社員二名が各一〇株、株主総計二六名で、村山家が全株式の約五八パーセント、上野家が三〇パーセントと、村山上野の両家で株式のほとんどを握っていたことになる。先の定款第二二条は、一見すると、村山龍平と上野理一の発言権を抑制したように見えるが、実際には村山龍平が社長、上野精一が専務取締役に就任し、以後、村山龍平の死去まで、この体制が続いた。従つて、村山にしろ、上野にしろ、大株主としては編集に干渉できなくては、經營者として編集方針決定権限を保持していたわけである。第三二条の規程は、当時にあつては実質的に意味のある規程ではなかつたのである。

この条項は、その後の定款改正でも保持されていたが、敗戦後、社長辞職に追い込まれた村山長挙は、經營者としての発言権を失い、大株主としてしか発言権をもたなくな

った。しかも、彼が編集方針に不満を持ち、介入を意図したことによつて、定款第二二条の規定がにわかに大きな問題となつたのである。

しかし、それは、株式会社発足以来の朝日新聞社の原則を覆すものであるだけに、相当強引な主張である。これだけであれば、長谷部等の經營陣も、村山龍平以来の伝統などを楯に対抗することができたであろう。しかし、それ以上に厄介で重大な問題は、村山長挙のもう一つの主張である株主の表決権を二〇分の一以下に制限している定款の条項であつた。

当時の朝日新聞社定款は、その第一六条に、「株主ノ議決権ハ其所有株式壹株ニツキ各一個トス、但其所有株式數本会社株数ノ二十分ノ一ヲ超ユル場合ハ超過株式ニ付テハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ス」と定めていたのである。即ち、株式をいくら保有していても、二〇分一以上の株式については議決権を行使できないという規程で、大株主の発言権を厳しく抑制するものである。一見、奇妙なこの規定は、一九三〇年代四〇年代の新聞体制にさかのぼる。

定款第一六条の大株主の議決権制限は、一九四二（昭和一七）年五月二十五日の第四六回定時株主総会における定款

改正で、実現されたものである。村山長挙の主張する通り、まさしく戦時体制のなかで、しかも一九三〇年代四〇年代の新聞体制、当時の言葉でいう「新聞新体制」の一環として、朝日新聞社にかぎらず新聞界全体で制度化されたものである。「新聞新体制」が新聞企業にとつていかなる意味をもつていたのかについては、改めて別の機会に本格的に論じることとし、ここでは、取りあえず本稿に関係ある問題だけを言及するにとどめるが、言うまでもなく、「新聞新体制」の背景にあるのは、この時期、政治経済全体で盛んに唱えられた「新体制」論議である。「新体制」論議そのものは複雑な問題だが、新聞企業との関連で重要なのは、自由主義的資本主義の行き詰まりを指摘し、所有権概念の見直し、所有と経営の分離を明確に唱える主張が革新官僚などから登場し、大きな影響を与えたことである。その典型的主張を電力国有化問題の論客として名を寄せた奥村喜和男にみることができる。彼は、電力は「公益事業」と考へるべきであり、その国有化は「所有権の日本的醇化を促進し、所有と経営の分離を確認し、国家経済統制の新方式を創造<sup>(4)</sup>」すると主張した。

こうした企業の国家奉仕を強調する考えは、新聞界にも

影響を与えた。新聞経営者のなかからも「新聞新体制」が唱えられたのである。そこには、時流に乗ろうとする意識があつたことは間違いないが、もともと、新聞は、たんなる私的営利事業ではなく、「社会の木鐸」であるという意識が根強く存在していたことが、自由競争の弊害除去、統制による合理化を受容する土壤となっていた。しかし、「新体制」論の一つの目玉である所有と経営の分離は、多くの新聞社が創業者家族の所有であることから容易に受け入れられるものではなかった。

しかし、注意する必要があるのは、所有と経営の分離は、「新体制論」の登場以前から、一部の新聞社では、新聞の企業的発展にともない胎動してきていたことである。典型的な企業的新聞社として成長してきた毎日新聞社では、出資者である大阪実業界から委託された経営者である本山彦一が、次第に経営の自立を志向し、株主の干渉を嫌うようになっていた。また、村山龍平、上野理一の共同所有・共同経営によって拡大してきた朝日新聞社においても、従業員のなかから経営者が育ち、経営の独立性を主張するようになってきていた。ことに、上野理一、村山龍平があいついで没した後、従業員出身の経営者は、古い家族

経営的体質から脱皮しようとする動きを強めていったが、その中心にいたのは、緒方竹虎である。緒方は、一九三四年に東京本社主筆、一九三六年社全体の主筆に就任し、朝日新聞社言論を統括するとともに、一九三六年には代表取締役にもつき、経営の合理化を進めていた。<sup>(6)</sup>

このように、新聞企業の深部で所有と経営の分離への動きが起きていた。そこに、革新官僚などによる所有と経営の分離論が声高に唱えられ、両者が共鳴共振しあって、一九四〇年代の新聞界の大きな波動となつていつたのである。それを具体化することになつたのが、言論報道統制の一環として新聞社を強制的に整理統合しようとする政府の政策である。

そこで妥協案を提示したのが、朝日新聞社代表取締役の

緒方竹虎である。緒方の回顧談によれば、「ともかく一元会社案は行詰つたので、田中君や古野君から僕に『何か代案はないか』と云つて來た。それで僕は『資本制覇を除くのが眞の狙ひなら、なにも一元会社でなくとも、株の議決権を制限するとか、社外者が株を所有することを禁止するとか、方法は幾らでもあるのではないか』と主張し、『なるほどそれで良からう』といふので、僕のこの案で進むことになり、一つの妥協策として日本新聞会をつくり、自治

していた。しかも、あくまで、業界の自主性による統合実現というかたちをとるため、新聞連盟に諮問したのである。しかし、諮問に応えて答申案作成にあたつた新聞連盟理事会の小委員会には、参与理事という資格で情報局第二部長、内務省警保局長、同盟通信社長が加わつており、実質的には政府の意向が強く反映される仕組みであつた。この小委員会の作成したのが、全国の新聞社を一元化し、共同会社を設立するという衝撃的な改革案であつた。これに對して、地方紙などでは同調する動きもあつたが、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社などは猛烈に反対し、新聞連盟内部は大混乱に陥つたのである。

統制をすることになつた<sup>(7)</sup>。

緒方は、たんに一元新聞会社案をつぶそうとしただけではなく、当時の革新気運である「資本制覇」反対に乗じて株主の議決権抑制、社内持株制を正式に制度化し、自らの所属する朝日新聞社にとって懸案でありながら、容易に進められなかつた所有と経営の分離を国家権力を利用して促進しようとしたのである。

緒方の妥協案をもとに策定されたとされる新聞連盟の政府への回答（一九四一年一月二四日付）では、「新聞新体制」への意見の一項として「新聞社は凡て法人組織とし其の株式、又は出資は社内従業員（現業に従事する重役を含む）のみにより保有すべきものとす」と、社内持株制が明記され、「新聞社の経営には適正利潤を認むるも利潤は公益奉仕、設備改善、従業員向上等のため使用せしめ配当は一般国策会社に許容する程度に制限す」と新聞社の営利主義の抑制、「公益奉仕」が強調された<sup>(8)</sup>。また、ここでうたわれている「従業員向上」などは、先の社内持株制とあわせ、従業員の共同体としての会社という意識を醸成させるものであつた。だが、この回答には株主の議決権制限は明文化されなかつた。これは、多くの新聞社の大株主の権利に直

接かかわる議決権制限を一举に制度化することは新聞連盟内部に大きな抵抗感があつたためとみられるが、議決権制限の考えは、その後も底流として持続していた。

新聞連盟の回答をうけた政府は、同年一月二八日に「新聞ノ戦時体制化ニ関スル件」を閣議決定し、これにつて一二月一三日新聞事業令を公布した。さらに、一二月二〇日、「新聞事業令施行規則」を通達した。新聞事業令では、新聞事業はすべて許可制となり、内閣総理大臣と内務大臣が新聞事業の譲渡・合併・廃止等を命ずる権限を持つなど厳しい統制が定められた。さらに、新聞社組織などの具体的問題は、新聞事業令第六条が定める主務大臣の統制団体設立命令権によつて、一九四一（昭和一七）年二月五日に設立された統制団体日本新聞会にゆだねられ、日本新聞会は、その「統制規程」によつて新聞社組織等を定めたのである。

日本新聞会「統制規程」は、第二条において「新聞事業ニ従事スル者ハ新聞ノ國家的使命ヲ体シ其ノ公器タル性格ヲ確立昂揚スベシ」と、新聞の「国家的使命」とそこから発する「公器」性をうたつてゐる。そして、第四条で「会員ハ凡テ法人組織トシ会長ノ指示スルモノヲ除クノ外其ノ

株式又ハ持分ハ役員及従業員ニ於テ全額ヲ保有スルコトト  
スペシ」と、新聞社はすべて社内持株制度によらなければ  
ならないこととした。

さらに第四条は次のように定めている。

「会員タル法人ノ総会ニ於ケル議決権及役員選任ニ関シテ  
ハ其ノ定款中ニ左ノ如キ規定ヲ設ケベシ

一、出資者（株主・社員等ヲ含ム）ノ議決権ハ法令ニ従ヒ  
成ベク最少限度ニ制限スペシ

二、役員ハ新聞事業ニ経験アル者ヨリ選任シ其ノ被選任權  
ハ總会ニ於ケル議決権ノ有無ニ拘ラザルモノトス」<sup>(9)</sup>

この第一項によつて、前述の緒方案で「資本制覇」排除  
のために考えられた株主の議決権制限は、正式に制度化さ  
れた。また、第二項は株主でなくとも新聞事業に有能な者  
を経営者に選任させようとするもので、経営機能の独立性  
を認める規程である。いずれも、資本と経営の分離を進め  
ようとする規程であることは言うまでもない。

これら規程の制定経過から分かるごとく、「新聞新体制」  
における、所有と経営の分離の進行は、内務省・情報局と  
新聞経営者双方の利害の一一致がもたらしたものであつた。  
内務省・情報局の側には、新聞から資本の論理ができるだ

け排除し、「国家的使命ヲ体シ」た経営を行わせる政策的  
狙いがあつた。他方、新聞經營者側は、創業者家族の支配  
から脱し、経営の合理化・自立化をはかるうと志向してい  
たのである。しかし、新聞經營者は、自らの力量だけでは  
は、所有と経営の分離を進めるることはできなかつた。「新  
聞新体制」という時流と内務省・情報局の新聞統制策に乘  
ることによつて「国家的使命ヲ体」した「公器」というお  
墨付きをもらい、はじめて所有者を押し切れたのである。

現代經營学では、資本と経営の分離は企業の近代化・合  
理化とみなすのが通説だが、日本の新聞産業においては、  
それは戦時新聞統制政策によつて促進されたといふことに  
なる。「新聞新体制」は、一面では言論報道統制の体制で  
あり、また一面では新聞經營の企業的合理化の体制でもあ  
るという二重性をもつていたのである。

しかし、日本新聞会「統制規程」の定めた議決権制限  
は、所有者を完全に押さえ込んだわけではない。「規定」  
は、「法令ニ従ヒ成ベク最少限度ニ制限スペシ」と、曖昧  
な表現にとどまつてゐる。当時においても「新聞態勢が資  
本と経営の完全分離を断行する迄に至らぬ現段階として  
は、せめてこの程度の措置は絶対必要とされるのである」

とその不十分さを認める解説が加えられていた。<sup>(10)</sup>「統制規程」の所有と経営の分離は、内務省・情報局、新聞経営者、新聞所有者の力の均衡による妥協の産物であったのである。

各新聞社は、「統制規程」に従つて、その定款を改めることになつたが、「統制規程」の妥協性によつてその所有と経営の分離は程度や形態を異にすることになった。朝日

表1 朝日新聞社主要株主

	旧株	新株	合計
村山長挙	21,776	14,155	35,931
村山ます	3,025	1,966	4,991
村山於藤	2,800	1,820	4,620
上野精一	12,297	8,644	20,941
上野淳一	1,000	0	1,000
朝日信用購買組合	1,243	1,435	2,678
村山上野記念財団	834	459	1,293
他は省略			
合計			100,000

CIZE Special Report "The Asahi Shimbun Publishing Company" より作成

新聞社の場合、一九四二（昭和一七）年五月二五日の株主総会で定款改正が行われ、先に述べた定款第一六条の規定が定められた。二〇分の一以上の株式については議決権を行使できないと大株主の発言権を抑制したのである。表一に朝日新聞社の主要株主を掲げたが、二〇分一を越える株式を所有する大株主とは、具体的には村山長挙（約三五%）と上野精一（約二一%）であり、定款の規定は明治期以来朝日新聞社を所有経営してきた村山家と上野家の発言を制限したのである。

こうした規定が、朝日新聞社定款に盛り込まれたことは画期的である。しかし、これによつて、村山長挙社長、上野精一会長の体制が揺らいだわけではない。緒方竹虎等は、定款改正までは実現したが、村山長挙、上野精一を經營からはずすことまではできなかつた。逆に、創業者一族の威光を背後にする村山長挙社長は、緒方竹虎を副社長に祭り上げ、小磯内閣の国務大臣就任を名目に朝日新聞社から離れさせた。

結局、一九四二年の定款改正による所有と経営の分離は、この段階では定款の文言上にとどまつた。村山家側からすれば、「新聞新体制」の時勢に表面的には譲歩したが、

実質的には所有権経営権を依然として保持することになったのである。

ところが、敗戦後、戦争責任追及論議が燃えあがり、村山長挙社長をはじめとする戦時中の経営陣は退任に追い込まれた。いうまでもなく、戦争責任追及論は、戦時中以来の所有と経営の分離とはまったく別の脈絡の問題である。しかし、それが、大株主村山長挙を経営から手を引かせることになり、結果的に所有と経営の分離を推し進めることになつたのである。

ともかく、この段階になつて、戦時中の定款改正が大きな意味を持つことになつた。社主という名目的地位に棚上げされた村山長挙は大株主としてしか発言できなくなり、しかもそれは定款によつて大きく制限されていた。さらに、村山長挙の公職追放も予想され、村山家の発言権は一層遠ざけられる可能性が高まつた。一九四六年の重役公選によって生まれた経営体制を朝日新聞社の四六年体制と呼べば、これは戦時中の「新聞新体制」と敗戦後の戦争責任問題というまったく異なる問題の接合の上に成立したのである。

三月一五日株主総会での村山長挙発言は、積年の所有と

経営の分離問題への切迫した反撃であったのである。その大義名分として、株主の発言権抑制は忌むべき戦時体制であり、平時体制への復帰という論理が持ち出された。ところが、「長谷部忠日記」などで見る限り、長谷部等の経営陣には、戦前戦中の所有と経営の分離論議に関して充分な事前知識はなく、また村山長挙の社主棚上げ、自らの重役就任という体制が所有と経営の分離を進めたという自覚はあまりなかつた。突然、重役に選舉された長谷部忠等は、経営者として自らがどのような位置づけにあるか充分分かつていなかつたのである。

三月一五日、株主総会の場は何とか乗り切つたが、長谷部等の経営陣は村山発言に驚き、対応に苦慮することになつた。そもそも長谷部等は、戦時中の定款改正の経緯について詳しく知らなかつたようで、長谷部は、緒方竹虎に相談している。

緒方は、ただちに長谷部に戦時中の新聞一元会社案から定款改正に至る経過を説明する書簡を送り、株主の議決権制限は情報局の新聞一元会社案への対案から生まれてきた考え方であるが、法律学者田中耕太郎の学説でも認められており、「議決権の制限は勿論戦時規程でも何ともない」こ

とを力説した。緒方は、「当時の朝日新聞には大株主の資本力による制覇もなければ小株主の間にこの要求の声も無かった」ので、定款改正する実際上の必要性はなかったと説明しているが、現在の状況で、「これを戦時規定なりと唱へ、大株主の間からこれが削除を主張するのに対しても警戒を要する。削除して大株主の勢力を行はんとする意図が想像されるからである」と、村山長挙の主張を断固否定している。

あるいは、「最近新聞が单一組合に加盟し、個々の新聞社が単一組合の支部となつた形は、何となく当時の一元会社が今日の单一組合と変った感を與へる。これは何としても新聞の邪道としか思へない」と、産業別組合である新聞單一にも批判を加えた。<sup>(12)</sup> 緒方竹虎の主張には、従業員の会社共同体としての朝日新聞社を自立発展させるという意識が貫かれてゐる。

村山家側が、戦時統制体制だと主張した株主の議決権制限は、緒方竹虎等にとっては、新聞企業の必然的発展としての所有と経営の分離であったのである。緒方に助言を求めた長谷部忠等経営陣は、こうした緒方の理論的政治的バックアップを支えにするなどになつた。

ともかく、株主総会での村山発言は、これまで労働組合との対抗関係でもっぱら論議された編集方針決定権限に、所有者（株主）と經營者との対抗関係を提起したのである。しかも、それは、新聞企業の發展過程、戦時体制、敗戦後の戦争責任論議などが重層的に重なり合つた複雑な問題であり、大きな紛議を引き起こす可能性があつた。

また、当時の状勢からすれば、村山長挙側が、第二次読売新聞議題から顕在化した労働組合の編集への干渉を排除するGHQの政策を追い風と感じていたことは間違いない。

先にも触れた通り一九四六年六月一三日の記者会見で、二ユーズント局長は「新聞の責任管理者は社主またはその選んだ經營者である。新聞の論説および報道態度を決定し実行するのはもつぱら彼らである」と述べていた。この原文は、*The custodians of responsibility on each newspaper are the owners or the management selected by them. It is*

they who determine and enforce the editorial policy of the newspaper and the manner in which its news is presented

であり、村山側からすれば、GHQが新聞の社主（owner）の編集権を認めたと理解できた。GHQのお墨付きもいって現經營者あるいは従業員組合に反撃する絶好の時勢の到

來と判断したのである。いざれにせよ、労働組合との関係では、比較的平穏であった朝日新聞社の編集権問題は、株主との関係できわめて厄介な隘路に直面したのである。

### 九、村山の質問状とC I & E

三月の株主総会での村山発言後、村山家は格別の動きは示さず、暫く事態は沈静化したようにみえた。また、C I & Eも購読料値上げを厳しく批判したが、それ以上の介入はなかつた。長谷部は、それでも慎重で、四月三日、インボデンを訪問し、その後の経過を報告したが、「上機嫌でうす気味悪いほど」であつたと日記に記している。C I & Eからすれば、彼らの恫喝によつて「朝日新聞」の社論を転換させ、経営者の編集権概念を確認させたのであるから、一応の成果をあげたと考えていたのであらう。

ところが、五月一日、問題が再燃した。村山長拳が、突然全重役に共産主義者の追放を要求し、経営者の責任を追及する書簡を送りつけてきたのである。長谷部忠の日記には、五月一日、「新聞協会の津田君が訪ねて来て村山社長が独自声明を出すとブラウン氏が語つたと藪から棒の話をす

る。村山氏と会つたらやはりさうだと答へたといふ。常識外れの人だから何をするか分らぬが、どうせ誰かにおだてられてのことだらう。夜、田畠、加藤、小松の三君と会食、この話をする」とある。村山から声明について事前に聞いたC I & Eのブラウンが新聞協会の津田正夫事務局長に話し、長谷部はそれを津田から聞いて、あわてて村山に問い合わせたといふのであるから、まさに異例の事態である。

書簡そのものは、翌二日になつて受け取つた。長谷部は、「四時から村山氏にあつてその真意をただし、こちらの考を述べる。これには悉く賛意を表し、何のための手紙かわけがわからぬ。局長会議を開いてこれを報告する」とある。直接村山に会つて書簡の真意を聞いたところ、村山は長谷部の考えに「贊意を表し」たというのは不可解だが、恐らく村山はその場しのぎの態度をとつただけで、長谷部忠等の現経営者を徹底的に攻撃する覚悟で書簡を出したことは明らかであつた。

村山側は、事前にC I & Eのドン・ブラウン情報部長(Chief Information Division)に書簡をみせただけでなく、A P通信・U P通信にも情報を流していた。たんに村山家対

現経営者の対立という構図ではなく、GHQを巻き込むことによって、村山家、現経営者、労働組合、GHQという複雑な関係を作り出し、特にGHQの威光によって自らに有利な展開を狙つたのである。村山が全重役に送つた書簡は次のようなものである。<sup>(14)</sup>

多年の伝統と名声を漸次失いつつある朝日新聞の現状について私は深憂措く能はざるものがあります。終戦後私は社長を辞任し他の重役諸君も同時に退任されたが、私は朝日の伝統と編輯方針が私達の後任者によつて必ずや忠実に堅持せらることを期待してその任を辞したのであります。然るに社長辞任後十八ヶ月、事態は私の期待に反し悪化の一路をたどり何等改善の見込も乏しく、本社は共産系の指導下にある組合によつて事実上左右され、組合は甚だしくデモクラシーを曲解する余り徒らに矯激に走つてゐます、かかる社内左翼的傾向のため朝日新聞の紙面はイデオロギー的に一種の色彩を帯びるに至り、その結果新聞界に高き地位と声望を保持して来たわが朝日新聞は屢々社会の不評と不満を招く始末になりました。

私は隠忍事態の推移を見て今日に到りましたが、今は坐視する能はず、父の創刊せる朝日新聞を真に日本におけるデモクラシーの強力なる機関として再起せしむるため、即刻実行せねばならぬと考へる点をこゝに率直に披瀝し、重役諸公に対しこれが実施を偏々に懇請することに致しました。即ち

一、先づ第一に朝日新聞従業員組合をして单一組合並に産別より脱退せしむるため、至急便宜の措置を講ぜられたい。

二、第二に朝日の編輯方針は厳正中立でなければならず、断じて組合の影響には支配を受ける如きことがあつてはなりません、朝日新聞は全体主義とも共産主義とも相容れないものであります、よつて私は重役諸公に対しフリーブレスの脅威たる社内共産系分子全体主義者その他一切の破壊的分子を清掃するため即刻その措置を講ぜられるやう切望します。

三、第三に本社の經營を刷新し合理的かつ健全なる財政的基礎の上に置くよぶ重役諸君の御努力を要請する。私の見るところでは、本社は財政的窮地に陥る危険があります、申す迄もなくフリーブレスなるものは

経済的に独立したものでなければなりません。

以上本社の現状に対する私の深憂に対しては、たゞに株主側だけでなく内外を問はず朝日新聞を愛する凡ての方々の共鳴を得ることを確信するものであります。同時に朝日新聞並に日本新聞界のため以上私が各位にその急速なる実行を懇請した事柄につき、これらの方々はいざれも賛意を表することをも信じて疑はぬものであります。

尚右は私の自己一身の地位に関する私心から出たものでない事は言ふまでもなく、飽くまで天下の公器たる朝日新聞の為め已むに「まれざる要望であります、その点誤解なく御善諒を望みます。

昭和二十二年五月一日

村山長拳

全体に攻撃的な調子の書簡であるが、村山長拳は、朝日新聞社の編集方針を従業員組合が左右し、論調が「イデオロギー的」になつていていることを強調し、従業員組合を新聞單一および産別から脱退させよ、社内の「共産系分子」など「破壊的分子」を「清掃」するため措置をとれ、「財政

的窮地」を脱するため經營を刷新せよと要求している。

これら三つの要求事項からは、村山家側が、当時の朝日新聞社内外の情勢を分析し、現經營者の弱点をつこうとしていることがうかがえる。第一の組合の編集方針介入という主張は、前述した二・一スト前後の論調に関してGHQが従業員組合の社論干渉と警告したことと前提としている。第二の組合の新聞單一・産別脱退要求は、二・一スト収拾の際の混乱をめぐつて朝日新聞社の組合と新聞單一本部に亀裂が生じていてそれを踏まえている。第三の經營改善要求は、朝日新聞社がGHQから人員過剰、經營合理化の必要を指摘されたことをうけているのである。

また、父村山龍平に言及することによつて、朝日新聞社の家父長制的伝統と自らの正統性を想起させ、また他方では「フリープレス」といつたGHQの用語を使い、自らの要求が、GHQの政策を背後にしているといったイメージも作ろうとしている。特に当面の状況で、大きな政治的意味を持つのは、暗に村山家の主張がC I & Eの反共主義的新聞政策にそつてているというイメージである。

ただ、具体的に何を実現しようとしたかは明瞭でない。しかし、基本的には、三月一五日株主総会での発言の通

り、朝日新聞社の四六年体制に搔さぶりをかけ、大株主村山家の発言権を復活させることを狙いとしていたことは明らかである。すでに新聞界の公職追放が日程にのぼつてい

る段階であるから、村山長挙の復位までは想定していかなかつただろうが、村山家に近い人物を重役陣に送り込むことを考えていたのである。当時、<sup>(15)</sup>村山長挙の影にいる人物として鈴木文史朗がうわざされており、先の株主総会でもG H Qと話のできる人物の起用に言及していることからすれば、鈴木文史朗の重役復帰を構想していたのかもしれない。

ともかく、村山家側は、長谷部忠を中心とする四六年体制に打撃を与えるため、C I & Eの介入を呼び込む戦略であつた。そこで、朝日新聞社内の従業員組合、左翼勢力の影響力を大きくクローズアップし、C I & Eの注意を喚起しようとしている。戦時中、大株主の発言権抑制は、政府の新聞統制政策を利用して実現したのであるが、今度は大株主が占領軍という外部権力を利用して復権をはかるうとしたのである。

村山家側が、U P通信・A P通信に流した情報は、両通信社の記事となつて、日本の新聞にも転載された。これま

で新聞社内紛が、他の新聞に報道された例はあまりなかつたから、異例の事態であった。

五月三日、「日本産業経済新聞」は、U P特約マイルズ・ヴォーンの「朝日新聞から共産主義追放 村山前社長要求」、A P特約ラッセル・ブライアンズの「編集方針変更」という二つの記事を掲載している。マイルズ・ヴォーンの記事は、村山長挙が全重役に共産主義者の追放を要求する書簡を送ったという事実を報じた後、「これは毎日、読売につき朝日からも新聞放送労組の影響を払拭して新聞所有者に支配権を取戻そうとする運動の口火を切つたものと解される、本月第三週は朝日の株主総会が開催されるはずであるが、その席上総株数の六割を擁する多数株主は重役会に対し共産主義勢力の一掃または重役の辞職を要求するものと見られている」という解説を載せている。

この解説は客観的スタイルをとっているが、村山書簡問題をたんなる朝日新聞社の内紛ではなく、C I & Eのマスメディア政策の脈絡のなかに位置づけ大問題化しようとする狙いがうかがえる。これが、C I & Eの介入を期待していた村山家側への援護射撃であり、もっぱら村山家側の情報に依拠していたことは明らかである。しかし、実際の状

況より先走りしすぎているところがある。一つは、「新聞所有者の支配権」復活と主張している点である。C I & Eは新聞單一の影響排除を進めていたが、「新聞所有者の支配権」復活まで明言していたわけではない。また一つは、「総株数の六割を擁する多数株主」によつてただちに重役の辞職が実現するかのように書いている点である。この先走りは、かえつて、村山家の期待がどこにあつたかを示しているだろう。

また、AP通信のラッセル・ブライアンズの記事の方は、聴濤克己以下の一二名の共産主義者によつて朝日新聞社の大半は支配されているという村山長挙の談話をそのまま載せ、それに関連して朝日新聞社現幹部から新聞の編集方針を変更したとの連絡を受けたというC I & Eインボデン少佐の談話と組合の編集介入は絶対認めないC I & Eの方針を報道している。朝日新聞社の編集方針変更とは、先に述べた二・一スト後の事件を指し既に決着しているのであるが、村山の談話と同時に報じられたため、村山談話を実証しているかのごとき印象をあたえている。

UP通信・AP通信の記事は、朝日新聞社の問題をC I & Eの新聞政策と関連づけ、村山がC I & Eの意向を受け

て行動しているかのようないmageを増幅した。しかし、記事を注意して読めば、C I & Eが、この時点で、慎重な態度をとつていたこともうかがえる。先のラッセル・ブライアンズの記事でも、C I & Eのインボデンは二月の事件による朝日新聞社の編集方針変更を述べているだけで、村山書簡問題については明確な態度を明らかにしたわけではない。新聞記事は、この点でも先走りしていたのである。

## 一〇、長谷部忠とC I & Eの会談

村山長挙の要求書は長谷部忠をはじめとする重役陣にとって大きな衝撃であった。彼らは、急ぎ対策を講じなければならなかつたが、さしあたり村山家側やアメリカの通信社が作った事件のイメージに対抗しようとした。

長谷部等重役は、まずAP通信ラッセル・ブライアンズに彼らの見解を説明した。これは、五月六日付「日本産業経済新聞」に掲載された。そこで、長谷部等は、朝日新聞社への「非難は誤解から起つた点が少くないが、同時に自分の側にも不注意と間違いのあつたことを認め、その修正に必要な手段をとつた結果現在では以前よりもっと公正な

立場をとるようになり、中道を歩む進歩的新聞として朝日の伝統を保持しつゝあると信じている」と主張し、また朝日新聞は共産主義者によつて支配されていることはない、

従業員組合の産別脱退は組合の決める問題である、朝日新聞社が財政的苦境にある事実はないなど村山の非難項目すべてに反論した。

また「読売新聞」は、「日本産業経済新聞」と同じAP通信記事を掲げるとともに、「スター・アンド・ストライプス」からの転載としてマイルズ・ウォーンの記事を載せ、朝日新聞社の重役が「村山氏の主張は馬鹿げた全く事実に反するもので、われわれとしてはこれを撤回することを望む」という声明を出したと報じた。これは、UP通信記事より長谷部等の強硬姿勢を強調しているが、長谷部等の基本的な主張は同じで、村山家の側の情報をもとにした朝日新聞社内の組合や左翼勢力のイメージは誇大であると否定したのである。

その上で、長谷部忠は、五月五日、六日、七日とC I & Eのブラウン情報部長(Information Division)、インボデン新聞出版課長、ニューゼント局長を歴訪し、C I & Eの意向を探り、経営者の立場に理解をもとめた。朝日新聞社重

役陣が最も恐れていたのは、C I & Eが村山家側の主張を支持し、再度朝日新聞社に圧力を加えてくることであつたのである。

五日、最初に訪問したのは、ブラウン情報部長である<sup>(17)</sup>。この会談で、長谷部が、まず質問したのは、村山長舉は、G H Q当局の勧告によつて今回の書簡を出したと言つているが、本当にG H Qが示唆または勧告を与えたのかといふことで、あつた。これに対し、ブラウンは、新聞出版課長のインボデンは村山と時々会つてから事情を知つてゐるかもしれないが、自分は村山と会つたこともなく、書簡についても関知していないと答え、「G H Qとしては、この問題に介入したくない」と明言した。

そこで長谷部は、「紙面に反映する意見は、我々の意見を反映すべきか、大株主の意見を反映すべきか」と、編集方針決定権限が大株主に帰属するのか、経営者に帰属するのかを訊ねた。これに対し、ブラウンは、「マネージメントの意見が表はれることが、新聞のあり方だ」と答えたので、長谷部は「朝日の場合は、我々は株主総会で選ばれ、承認されたのだから、我々の意見が反映すればよいと思うが」と、追つて確認を求めた。ここで、株主総会での重役

選任が話題となり、ブラウンは、アメリカでは重役に不満のある株主は株主総会で不信任案を出して交替させることができるはずだがと質問した。そこで、長谷部は朝日新聞社定款の大株主発言権制限の規程を説明し、村山の思う通りになるとはかぎらない事情を説明した。これによって、ブラウンは、朝日新聞社定款の大株主発言権制限規定について初めて知つたのである。

占領開始以来、GHQは、日本のマスメディアを統制するため、その実態について調査をおこなつてきた。それを任務としたのは、CCCD（民間検閲支隊）とCIEで、CCCDとCIEは、それぞれ朝日新聞社に関する調査を実施し、この時点までに三本の報告書を作成していた。CCDのものは、一九四五年一月二〇日付で「東京朝日新聞特別報告（*Special Report on Tokyo Asahi Press*）」（一九四五年一月二〇日付）、「朝日新聞に関する報告（*Report on The Asahi Shimbun*）」（一九四七年五月五日）、CIEのものは「朝日新聞社（*The Asahi Shimbun Publishing Company*）」（一九四六年五月一〇日）である。<sup>(18)</sup>これら報告書は、朝日新聞社の略史・発行部数・株主名簿等について詳細に調べあげていた。また、これら報告書以外にも、朝日新聞社に株主総会

資料を提出させるなど経営実態の把握につとめてきた。しかし、定款についてまでは十分調べていなかつた。

ブラウンは、朝日新聞社の定款規程に驚いたが、それ以上質問せず、公職追放に話題を転じていった。これは、問題を軽視したためではないだろう。逆に問題の背景の複雑さを察知し、深入りを避けたと推定できる。これまでCIEは、編集への労働組合の介入を排除する声明を度々発表し、先のニューゼントの声明でも「新聞の責任管理者は社主またはその選んだ経営者である。新聞の論説および報道態度を決定し実行するのはもっぱら彼らである」と言つてきたが、「社主」と「経営者」の対立、戦前戦中以来の資本と経営の分離といった問題を予想してはいなかつた。株主総会での重役選出など一般的な見解を述べることはできたが、現に深刻な問題となつている朝日新聞社の問題について明確な態度を示す用意はなかつたのである。

ブラウンが長谷部に公職追放の見通しを聞いたのは、G S（民政局）が担当していた公職追放についてCIEは十分な情報をもつていなかつたためだが、長谷部は、村山が翼賛政治会等に關係していたことなどから公職追放を受ける可能性が高く、総理大臣に助命の陳情書を出したところ

ろだと答えた。しかもその陳情書のなかで、社主はたんなる名譽職で新聞に影響力は持たないし、株式の二〇分一以上上の権利は行使しないことになつていると説明したばかりなのに、村山が朝日新聞社の経営や編集に影響力をふるおうとする行動に出たので困惑していると述べた。ブラウンは、長谷部の答えに大笑し、「それはおかしいことだ」と言つたという。長谷部は、村山の行動の矛盾をブラウンに印象づけることに成功したのである。

さらに長谷部は、朝日新聞支部の新聞單一脱退、産別脱退について説明し、自分としてはそうなることを望んでい

るし、現在組合執行部で論議もされていると聞いている。

しかし、これは基本的に組合の問題であつて、経営者といえども、直接的介入はできない。また、共産分子でも全体主義者でも、フリープレスの原則に脅威を与え、編集権を侵害するものには断固とした処置をとるが、新憲法で思想の自由が認められている以上思想を持つているだけでは罰することはできないと述べた。これに対し、ブラウンも、経営者が組合に介入できず、思想の自由の原則も当然のことだと認めたが、共産主義者の浸透には注意をはらうよう要請した。

これによつて実質的会談は終わり、以後は雑談となつた。長谷部は、「ブラウン氏との会見は上首尾」と日記に記しているが、実際、村山書簡がC.I.&Eの勧告によるものではなく、C.I.&Eは村山家と現経営者の対立に介入しないことを確認できたことは大きな成果であった。また、組合が編集方針に介入した事実はないことを明確に説明し、村山の言動の矛盾を明らかにしたことはプラスであった。一方、ブラウンが、長谷部の説明のすべてに納得したわけではないが、村山の主張の偏りを認識したことは間違いない。

しかし、ブラウンとの会談で決着がついたわけではなく、長谷部は、翌七日にインボデンを訪問し、改めて事情説明をおこなうこととした。ブラウンとの会談で、村山がインボデンと会つてていることが判明したので、直ちにその対策をとつたのである。

長谷部・インボデン会談についても、通訳者が作成したと推定されるメモが残つてゐる。会談は「非常に和やかな空氣」であったと注記されているが、長谷部が、まず、村山の今回の書簡は、G.H.Qの示唆もしくは勧告によるのかと質したところ、インボデンは全然関知していないと答え

た。前日のブラウンに続き、インボデンからも閲知せずとの確言を得て大きな安心を得た。

この他、組合の問題や経営問題が話し合われたが、組合の新聞單一脱退問題に関しては、長谷部が、組合に対しても指示はできないこと、ただ組合が脱退の方向に進んでいることを述べたところ、インボデンは了承し、村山の要求が労働法違反であることを村山に注意するよう要請したといふ。また、経営合理化については、長谷部が人員整理案を提示したところ、インボデンは、この点も了承したといふ。

ところが、この日の会談で、インボデンは、朝日新聞社内の共産党関係者のリストを提示し長谷部を驚かせた。まことに、インボデンから朝日新聞社の共産分子と称される人物のリストを知っているかとの質問があり、長谷部が、GH Qに八名の名前があがつたリストがあると村山がいつているが本当かと訊ねたのに対し、インボデンは八名以上であると答え、書類をとりだして、読み上げた。長谷部がメモしたのは、二〇名の社員名である。なかには、長谷部がまったく名前を知らず、カタカナで記しているものもいるが、畠中政春、聴濤克巳、田中慎次郎といった編集幹部記

者の名前もあった。

インボデンは、この情報の提供者について、朝日新聞社の編集部員で、組合運動でも相当活躍し、共産分子として名指した人物とも親しい人間だとだけ説明し、名前は明かさなかつた。この情報が、一定の歪みをもつていてはよ、朝日新聞社内部の人間が何らかの政治的意図をもつて社の内情をC I & Eに漏らしていることは間違いないく、長谷部にとつて警戒すべき事態であつた。

ただし、インボデンは、共産分子を徐々に排除すべきで、一時に大勢をやることは望ましくない旨述べ、長谷部が「フリープレスを害する恐れのある者を個々に処分する方針」を説明し、村山はいつせい追放を要求していることを説明すると、インボデンは、それはよくない、「編集方針に干渉せぬ限り、穩當にやるべき旨」を繰り返し語つたという。この時点でのC I & Eは、新聞社内への共産主義者の浸透を警戒し、排除させようとしていたが、強硬措置までは要求していなかつた。のちのレッドページなどとは異なり、共産党員という理由だけで処分するのではなく、編集方針に干渉した場合の処分、しかもいつせい処分を避け、「穩當」にやるという政策であつた。これは、いつせ

い処分を要求した村山より慎重な態度である。しかし、社内情報にもとづくと称する共産党員の名簿を提示したことは、今回はともかく、何らかのかたちで対策を要求したこと間違ひなかつた。

さらに、長谷部忠は、翌七日、ニューゼントCIE局長に呼び出され、インボデン立ち会いのもとで会談した。ニューゼントはCIEの局長であり、これがCIEと朝日新聞社との公式の会談という位置づけであった。この会談についても、詳細な問答体のメモが残されている。<sup>(19)</sup>

メモによれば、ニューゼントは、村山書簡を材料に長谷部に質問をあびせた。まず、村山書簡の「労働問題に関する部分については当CIEには関係なく労働科<sup>(マサ)</sup>の所管事項であるが、編輯方針が労組によって左右されているとすれば、これは当CIEとしても関心を有するところである」と述べ、CIEの関心が編集方針決定に労働組合の影響が及んでいるか否かにあることを明らかにした。そして、「もし村山書簡の指摘するところが真実でありますれば、これは即ち昨年六月十三日明かにせられたGHQの政策に違反することになる」と、長谷部の説明をもとめた。

長谷部は、編集方針決定に関する村山書簡の内容が事実

とまつたく反することを説明した。すると、ニューゼントは、朝日新聞社における株主と重役選任の関係、特に長谷部等現重役選任が村山の自発的意志によるものであつたか、さらに二〇分一を越える株主の発言権制限について質問してきた。これは、明らかに現重役が大株主である村山の意向に従つておらず、大株主の発言権制限は不当であるという村山長拳の主張にそつてゐる。これに対し、長谷部等の現重役の選任は、戦時中の幹部の戦争責任論議から起き、最終的には村山長拳も納得し、株主総会には村山も出席し賛成したことを明らかにした。また、二〇分一規定は、確かに大株主の発言権を制限するものだが、これまで大きな問題は生じてこず、詳細な説明が必要なら旧重役である野村秀雄から直接聴取するよう語つた。ニューゼントは、アメリカでは公共事業でも、こんな規定はないと怪しかったが、これは「情報として」聞いているだけだと深く追及することはなかつた。

むしろ、執拗に質問したのは、共産主義者の編集への介入である。長谷部も、この点について「朝日新聞の編輯は、未だ組合によつて支配されたる事実なく、組合にも編輯に干渉する意思はないものと思ふ。ただ論説編輯の不注

意によつて、いくらかそういう誤解を与へたことは認められる。併しこの誤解を一掃するため、三月六日自分は自らチーフ・エディトリアル・ライターの任に就き、自分の編

輯方針、即ち厳正中立、両極端論を排し中道を歩む健全な方針を正しく反映せしめることに努力した」と、組合の介入のないことを繰り返し強調し、特に先の二・一スト問題で誤解を受けたが、三月六日の論説人事異動によつて自ら論説主幹に就任したことを説明したのである。

ところが、ニューゼントは、選挙対策委員会に畠中政春が出席したとか、前日インボデンが持ち出した社内の共産主義者のリストをあげて、しつこく朝日新聞社内の共産主義者の活動を質した。C I & Eが朝日新聞社内の情報をかなり詳しく入手していることは間違いない。長谷部は、選挙対策委員会は、たんに選挙報道対策を検討する委員会で編集方針とは関係はないし、リストにあがつている田中慎次郎は、決して共産主義者ではない、また社説でも共産主義・全体主義を攻撃しているなどと必死で弁明につとめた。これは、それなりに効果があつた模様である。

また、ニューゼントは、村山書簡で言及している朝日新聞社の財政危機についても尋ねたが、長谷部は、朝日新聞

社は決して危険な状態はない」とを説明した。ただ、C I & Eは、財政問題に深入りする考えではなく、大きな論議にならなかつた。

村山書簡のあげている項目について、ひとわたり質問した後、ニューゼントは、村山書簡の内容が事実であると信じているわけではなく、その真偽を確かめたかつただけだと事情説明し、「朝日は古い栄誉ある歴史を戦争に入る前まで持ちつづけて来た。朝日は自由と勇気（Liberalism + fearlessness）を以て有名であり、その信ずる方針を断乎貫く勇気を持つていた」とお世辞のようなことを語つたといふのであるから、長谷部の説明を一応了承したのである。長谷部の方も、会談の印象を「非常に厳肅な態度で質問を浴びせて來るので不愉快だつたが後ではくだけて、これも結果は決して悪くなし」と日記に記しており、弁明は成功したと考えたようだ。<sup>(20)</sup>

以上、一連のC I & E幹部と長谷部忠との会談の内容をやや詳しく述べてきたが、これから分かるのは、村山家と長谷部等経営者との対立において、両者ともC I & Eから自己に有利なお墨付きを得ようとしていたことである。

誰かと事前に会つて、朝日新聞社内の情報を得ていたこと確かだが、公式には村山との関係を否定し、村山の主張を支持しているわけではない。ただ、C I & Eは、村山書簡の内容については相当の関心を持ち、これを利用して自己の政策を一層進めようとしていた。村山書簡の内容のうち、朝日新聞従業員組合の新聞單一・産別脱退、朝日新聞社の財政危機については、C I & Eは格別の関心は持たなかつた。労働問題は、基本的にE S S (経済科学局) 労働課の所轄事項で、C I & Eの管轄外であった。長谷部も、新聞單一脱退は組合の問題であつて、経営者の関与すべき事項ではないと説明し、C I & Eもそれを了承した。また、朝日新聞社の財政危機も、その真偽いかんを問わず、C I & Eが積極的に介入する問題ではないという態度であった。

結局、村山の主張のうち、C I & Eが関心を持つたのは、朝日新聞社の編集方針が労働組合・共産主義者によつて牛耳られているかどうかという事項であつた。これは、この時期、C I & Eが進めている「フリープレス」の原則、具体的には編集方針決定から労働組合・共産主義者を排除する政策にとつて重大事項であつた。この点は、長谷

部に執拗に質問し、原則の確認を求めていた。

長谷部忠は、朝日新聞社において、従業員組合の編集への干渉の事実はなく、組合も干渉する考えのないことを説明した。村山書簡の社内の組合や左翼勢力のイメージが誇張されたものであることを力説し、経営者が編集権を掌握していることを表明したのである。C I & Eは、この説明を一応受け入れた。C I & Eからすれば、二月のインボデン・長谷部会談に続き、今回も朝日新聞社経営者が編集権概念を確約したことは、その政策にとつて重要な前進であったのである。

しかし、予想外であつたのは、質疑のなかで、株主と経営者の関係が話題となり、朝日新聞社定款の大株主議決権制限規定が浮上してきたことである。これは、C I & Eも大きな興味を持つた。C I & Eの主張する編集権概念では、新聞社の経営者が編集方針決定権限を保持し、従業員などの干渉を否定するものであつた。だが、所有者(株主)と経営者との対立関係はまったく想定していなかつたし、朝日新聞社の定款規定について十分な知識がなかつたのである。その点では、村山書簡が提起した株主と経営者の対抗関係は、編集権論議の盲点を衝いていた。

従つて、長谷部は、定款の内容、敗戦後の戦争責任論議によつて村山長挙が退任に追い込まれた経緯などについてきわめて慎重に説明している。しかし、C I & Eは、結局、大株主の議決権制限を奇妙に思つたようだが、その是非についてまで踏み込んで発言することはなかつた。彼らの政策的関心は、労働組合、共産主義者による編集や経営への介入を排除することまでで、それ以上の政策がなかつたのである。当時の状勢において、新聞社における所有と経営の関係に C I & E が乗り出し、どちらかに加担すれば、戦時中以来の新聞体制は大きく変わるべき性質もあつた。しかし、C I & E の不介入によつて問題は、拡大しなかつたのである。

二月の事件と同様、C I & E は見かけは強面の態度であったが、むやみに新聞社に介入したのではない。彼らの情報収集や状況認識の限界もあつたし、彼らの当面の政策枠組みから踏み出すことには慎重であったのである。新聞社内の左翼勢力排除を進めようとしていたが、この段階では強引な追放まで実行する政策はなかつた。

C I & E が直接介入に踏み切らなかつたことは、村山家側の戦略が空振りに終わつたことを意味していた。逆に、

長谷部忠等現経営者にとつては、好条件であつた。前述の通り、長谷部も、C I & E幹部との会談を「上首尾」な結果と判断していたのである。

#### 注

(1) 挑著『近代日本ジャーナリズムの構造・大阪朝日新聞白虹事件前後』(一九九四年 東京出版) 参照。

(2) 『朝日新聞社史 資料編』(一九九五年 朝日新聞社) 九ページ。

(3) 『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』(一九九一年 朝日新聞社) 五七一ページ。

(4) 奥村喜和男『電力統制の再出發』神島一郎編『現代日本思想体系 権力の思想』(一九六五年 筑摩書房) 所収一九〇ページ。

(5) 本山彦一は、「新聞記者の訓條」と題する演説において、「大阪毎日新聞、東京日日新聞ハ実業ノ機関ニシテ貿易ノ發達ヲ促シ國富ノ増進ヲ計ルヲモツテ本領トス、シカレドモ実業家個人ノ機関ニアラズ、イヤシクモコノ本領ヲ妨害スルモノアラバ内外ニ向ヒコレヲ攻撃排除セザルベカラズ」と述べている(故本山社長伝記編纂委員会編纂『松陰本山彦一翁遺稿』(一九三七年 大阪毎日新聞社) 六一七)

ペーパー)。尚、この点については拙著「村山龍平と本山彦

一」田中浩編『近代日本のジャーナリスト』(一九八七年

御茶の水書房)において若干触れた。

(6) 一九三〇年代、四〇年代の所有と経営の分離の問題、

「新聞新体制」の問題は、また改めて論ずるが、栗田直樹

『緒方竹虎—情報の組織者』(一九九六年 吉川弘文館 参照)。

(7) 前掲『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』五六七ページ。

(8) 宮居康太郎『新聞新体制の最高機関日本新聞会の解説』

(一九四二年 情報新聞社) 五ページ。

(9) 前掲宮居『新聞新体制の最高機関日本新聞会の解説』四九ページ。

(10) 前掲宮居『新聞新体制の最高機関日本新聞会の解説』五

一ページ。

(11) 朝日新聞社の株主は、C.I.&E作成の“Special Report:

*The Asahi Shinbun Publishing Company, RI-162-PP-B-15*”によった。これは、一九四六年五月時点の調査であるが、この間、主要大株主において株式の移動はなかったと推定できる (RG-331 CIEA01548~01549)。このレポートは、C.I.Sの文書にも収録されており、C.I.S文書中には朝日

新聞社の金株主名簿も収録されている。また、千葉雄次郎関係文書にも株式名簿がある。

(12) 「株式制限、編輯権独立、緒方氏メモ」長谷部忠関係文書。

(13) “Press Release: Statement made at conference with Japanese editors and publishers” RG-331 “Minutes of Press Code Sept. 1945-Mar 1949” LS-16339~16342 (BOX 1417)。先に紹介した「日本新聞報」の翻訳は、C.I.&Eが用意した翻訳をそのまま掲載したものである。翻訳原文も、同ファイルに収録されている。

(14) 長谷部忠宛村山長拳書簡。長谷部忠関係文書。

(15) 「新聞之新聞」一九四七年五月七日「左傾はお、い難い噂の人・鈴木氏語る」。

また「新聞之新聞」一九四七年五月九日号は、村山長拳の行動を支持する鈴木文史朗の談話「朝日の今日の事件」を掲載している。

(16) 「読売新聞」は、五月三日、A.P.通信のラッセル・ブランズの記事だけを掲載している。記事の内容は、当然この間、日本産業経済新聞と同じであるが、やや事項の配列が違っている。また、日本新聞協会の機関紙「新聞協会報」は、「日本産業経済新聞」の記事を転載している。

(17) 「長谷部取締役とブラウン民間情報部長との会談内容」

長谷部忠関係文書。これは問答形式になった文書であるが、恐らく通訳にあたった朝日新聞関係者の記録である。この日の通訳について、「長谷部忠日記」には記載がないが、長谷部がGHQに赴く際には鈴木乾三が同行し通訳するのが通常であったから、恐らく鈴木の作成した記録であろう。

(18) 「長谷部インボデン会談要旨」 長谷部忠関係文書。これ

も、やはり鈴木乾三が作成したのではないかと推定される。

(19) 「ニューゼント、長谷部会見内容要旨」 長谷部忠関係文書。

(20) 「長谷部忠日記」 一九四七年五月七日。